

事例：契約って何？

契約とは何を、どうしたら成立するものですか？契約書にサインをしていなければ、契約していないといえるものでしょうか？

Q

契約とは、法的な拘束力をもつ約束のことで、「申し込み」と「承諾」の意思表示の合致で成立します。多くの場合、「買います（申し込み）」と「売ります（承諾）」の合意があれば、契約書にサインをしていなくても契約は成立しますので、口約束で契約が成立する場合があります。

契約が成立すると、互いに契約内容を守らなければならない、一方的に契約を解消することはできません。契約を守らなければ、損害賠償を請求されたり、裁判手続きにより強制執行を受けたりすることになります。

ただし、一定の事情がある場合には、契約が無効となったり、取消や解除ができたりすることがあります。困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください。

A

8月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます。電話による予約制で、各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	予約電話番号
垂井町	8/ 1(火)、15(火)	22-1151
関ヶ原町	8/ 8(火)、22(火)	43-0070
養老町	8/ 7(月)、25(金)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	予約電話番号
神戸町	8/14(月)、28(月)	27-3111
輪之内町	8/ 3(木)、17(木)	68-0185
安八町	8/10(木)、24(木)	64-3111